

## 答 申 第 557 号

### 第 1 審議会の結論

名古屋市交通局長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2 に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）のうち、別添に掲げる部分を非開示とした決定は妥当であるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当ではないので開示すべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2 年 10 月 30 日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

H〇～ H〇年までの私個人のバス運転士復帰試験の際の実技試験のドライブレコーダーを提供して頂きたい

- 2 同年 11 月 13 日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の(1) の保有個人情報と特定し、(2) の理由により、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

#### (1) 特定された保有個人情報

平成〇年度から平成〇年度までの請求人にかかるバス運転士への復帰制度における実技試験のドライブレコーダーの映像（請求にかかるもの）

#### (2) 開示をしない理由

ア 平成〇年度（以下「本件保有個人情報①」という。）については、当該文書を保有していないため、非公開とします。

#### イ 旧条例第 20 条第 1 項第 7 号に該当

公開請求のあった行政文書のうち、平成〇年度から〇年度（以下「本件保有個人情報②」という。）については、実技試験の評価に関する内容で構成されており、これらの情報を公開することにより、今後継続的に実施する復帰制度に係る事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、非公開とします。

- 3 令和 3 年 2 月 5 日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち実技試験の評価に関する内容で構成されておりこれらの情報を公開することにより、今後継続的に実施する復帰制度に係る事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 私個人が実技試験で乗務をしている中での状況確認がしたいこと、指導内容不解な点があったこと、試験官と私との対応について確認することは、試験をする上で何ら支障を及ぼすとは考えにくい。合格者と比較をするわけではなく、あくまで私個人が確認をするためなので、審査請求に係る処分は不当である。
- (2) ドライブレコーダーについて、当初平成〇年度は保有していないと実施機関は説明していたが、弁明書では平成〇年度から活用しているとあり、説明が曖昧であるので、不信に思った。
- (3) 映像についても、弁明書には「実技研修全体を通した映像ではなく、減点を行った場面のみ映像」と書いてあるが、これについても私自身不信感があり、説明が遅いのと、後から編集しているのではないかと。減点以外のところでやましいところがあるからではないか。試験を受ける上で、実技試験そのものが正しく正當にやられているかを知る目的で、今回開示請求を行ったにも関わらず、ドライブレコーダーの映像を基に受験対策をするとか、こちらを疑うような表現があり、自分の中では誹謗中傷されたような感じがした。
- (4) 減点箇所を基に受験対策をすると言っているが、実際そんなことが自分自身できるのかと思う。減点される箇所を自分で探すことは、ほぼ難しいと思うので、納得がいかない。
- (5) 車内で試験が正當に行われているのか。それが自分の中で今回ドライブレコーダーの開示請求をした一番のポイントである。交通局側が認めないということに対して、納得がいかない。

### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

#### 1 バス運転士への復帰制度について

バス運転士への復帰制度（以下「本件復帰制度」という。）については、「企業職給料表(3)を適用する職員の職務転換等の取り扱いについて」（○交労第○号）に基づいて実施しており、受験者がバス運転士へ復帰するための適格性や可否を適切に判定するため、実技研修を行うこととしている。

実技研修については、評価項目及び評価基準に基づいて評価を行っており、ドライブレコーダー映像は、平成○年度から活用している。

#### 2 本件保有個人情報①について

実技研修に係るドライブレコーダー映像の活用については、平成○年度からの取り組みであることから、本件保有個人情報①は、そもそも当該情報を保有していないため、非開示とした。

#### 3 本件保有個人情報②について

本件保有個人情報②については、実技研修の評価に関する内容で構成されており、実技研修全体を通じた映像ではなく、減点を行った場面のみ映像である。

このため、本件保有個人情報②を開示することにより、減点となる具体的な動作等が明らかとなり、当該情報を知り得た受験者が、当該ドライブレコーダー映像を基に偏った受験対策を行うこと等が想定され、受験者のバス運転士への復帰の適格性の有無や復帰の可否の適切な判定が困難となる。

したがって、今後継続的に実施する復帰制度に関する事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、旧条例第20条第1項第7号に該当するとして、非開示としたものである。

### 第5 審議会の判断

#### 1 争点

次に掲げる4点が争点となっている。

- (1) 本件保有個人情報①が、存在するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件保有個人情報②が、旧条例第20条第1項第7号に該当するか否か（以下「争点②」という。）。
- (3) 本件保有個人情報②が、旧条例第20条第1項第3号に該当するか否か（以下「争点③」という。）。
- (4) 本件保有個人情報②が、旧条例第20条第2項に該当するか否か（以下

「争点④」という。 ) 。

## 2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5年 4月 1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2条第 2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

## 3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点より、旧条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

## 4 本件復帰制度について

(1) 本件復帰制度は、「企業職給料表(3)を適用する職員の職務転換等の取り扱いについて」に基づき、実施機関において実施されている。

(2) 基礎能力確認（クレペリン検査及び面接並びにそれらの結果が良好な場合に実施する学科）の結果について、職務転換委員会（以下「委員会」という。）の意見を徴し、良好な成績であると判定された者については、バ

ス運転士へ復帰するための適格性や可否を適切に判定するため、実技研修が行われる。

(3) 実技研修終了後は、バス営業所において実技評価書が作成される。当該評価書及び実技研修の映像により、委員会の意見を徴し、良好な成績であると判定された者については、復帰を予定する公所において実施する現場実習の結果、基礎能力確認及び実技研修の内容を総合的に勘案し、委員会の意見を徴した上で、復帰の可否が判定される。

#### 5 本件保有個人情報②について

(1) 本件保有個人情報②は、本件復帰制度における実技研修のドライブレコーダーの映像である。

(2) 実技研修は、バス営業所において作成される実技評価書に基づいて評価を行っており、ドライブレコーダーの映像は、平成〇年度から活用されている。

(3) 本件保有個人情報②は、実技研修全体を通じた映像ではなく、減点を行った場面のみ映像である。ドライブレコーダーの映像は加点減点を確認する目的で、実施機関が保有している。

(4) ドライブレコーダーの映像は実技研修終了後、バス営業所において、加点減点対象とした部分を抽出し、一般的な再生ソフトで再生可能な形式に変換される。また、上記 4(3) の委員会の開催までは、実技研修全体の映像も保存されるが、開催後は、加点減点対象とした部分の映像は実施機関において保存されるものの、実技研修全体の映像は破棄されることとなっている。

#### 6 本件保有個人情報①の有無について（争点①）

(1) 本件保有個人情報①について、実施機関は、上記第 4の 2のとおり、そもそも当該情報を保有していない旨を主張している。

(2) 当審議会が調査をしたところ、本件復帰制度における実技研修において、ドライブレコーダーの映像を利用すべきとする旨の規定は存在しておらず、実際に本件保有個人情報①の存在を確認することはできなかった。

(3) したがって、本件保有個人情報①は存在していないとする実施機関の説明は、不合理であるとは認められず、また、実施機関の説明を覆すに足り

る事実も認められない。

(4) 以上のことから、本件保有個人情報①は存在しないと認められる。

7 本件保有個人情報②の旧条例第20条第 1項第 7号該当性について（争点②）

(1) 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

(2) 本件保有個人情報②は、本件復帰制度における実技研修のドライブレコーダーの映像であり、本市が行う事務事業に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件保有個人情報②を開示することにより、本件復帰制度に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

(4) 実施機関は上記第 4の 3のとおり、本件保有個人情報②を開示すると、当該情報を知り得た受験者が、本件保有個人情報②を基に偏った受験対策を行うこと等が想定されると主張する。

(5) 本件復帰制度においては、上記 4のとおり、学科試験、面接試験及びクレペリン検査のほか、実技研修が設けられている。実技研修においては、実施機関が求める技術的水準に受験者が到達しているかを判断することになると考えられる。当該水準に到達するために、技術的な観点から、減点された点について受験者が対策を行うことは、むしろ受験者の技術の向上に繋がると考えられ、偏った受験対策であるとまでは認められない。

(6) したがって、本件保有個人情報②を開示することで、復帰の適格性の有無、復帰の可否の適切な判定が困難になるとまでは認められない。

(7) また、当審議会が調査をしたところ、実施機関は希望する受験者に対し、実技研修における評価項目及びバス運転士に求められる技術的なポイントを記載した実技評価書を提供している。この実技評価書には減点となる具体的な動作が記載されており、既に実技研修における減点箇所は受験者に対し示されていると認められる。

(8) 以上のことから、本件保有個人情報②は、旧条例第20条第 1項第 7号に

該当するとは認められない。

#### 8 旧条例第55条第 4項の規定に基づく調査について

実施機関は、本件保有個人情報②が旧条例第20条第 1項第 7号に該当すると主張しているが、本件保有個人情報②については、上記 7のとおり、同号に該当しないと認められる。

しかしながら、当審議会が本件保有個人情報②を見分したところ、本件保有個人情報②の中には、非開示とすべき情報が含まれる可能性があるとして認められたため、実施機関に対して旧条例第55条第 4項の規定に基づく調査（以下「本件調査」という。）を行った。

(1) 本件調査に対して、実施機関より、本件保有個人情報②には旧条例第20条第 1項第 7号のほか、以下のとおり、同項第 3号に該当する旨の回答があったため、この点につき検討する。

(2) 本件調査に対する、実施機関の回答はおおむね以下のとおりである。

本件保有個人情報②に含まれている開示請求者以外の個人の容姿及び服装は、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり、該当の映像を開示する場合、特定の個人が識別できる部分にモザイク処理を施す等、非開示部分に適切な措置を講ずる必要があるが、実施機関ではモザイク処理を行う機器を保有しておらず、対応が困難であることから、旧条例第20条第 2項の規定により、非開示情報に該当する部分を容易に区分することができないため、非開示とすることが妥当である。

(3) 実施機関の回答に対する、審査請求人の意見はおおむね以下のとおりである。

ドライブレコーダーによる画像提出が難しいのであれば、音声データによる提出を求めたいが、私が最も提出して頂きたい平成〇年度のデータがないのであれば、平成〇年度の実技試験中に同乗していた助役による舌打ち音声、平成〇年度の実技試験を行う段階において点呼のやりとりが研修所で教わっていない事をやれという理不尽な要求によって午前中試験ができなくなった経緯の音声データを開示するよう求める。ドライブレコーダーの記録が残っているのであればしっかりと確認して頂きおかしな言動、行動がないか、あれば提出するよう求めたい。こういった事が試験の際に行われている事を開示してほしいため今回行動に出た。また、旧条例第20条第 1項第 3号には、公務員であれば氏名、職を除けば開示できるのであれば開示すべきである。

#### 9 本件保有個人情報②の旧条例第20条第 1項第 3号該当性について（争点③）

(1) 本号は、開示請求者以外の者の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの又は開示請求者以外の特定の者を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしている。

(2) 本件保有個人情報②には、バスの乗客や通行人の容貌及び服装（以下「本件検討情報」という。）が含まれており、当該情報は特定の場面において、特定の個人の識別が可能であると認められる。

(3) 本件検討情報を開示すると、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件検討情報には、開示請求者である審査請求人以外の者が映っており、当該情報は開示請求者以外の者の個人に関する情報である。

イ 本件検討情報を開示すると、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件検討情報は旧条例第20条第 1項第 3号に該当する。

(4) 次に、審査請求人は、上記 8(3)のとおり主張するため、本件検討情報に含まれる音声の旧条例第20条第 1項第 3号該当性について以下検討する。

ア 当審議会が本件検討情報を見分したところ、本件検討情報には、実技研修におけるバス車内の音声が含まれており、当該情報のうち、試験官の発言（以下「本件音声」という。）は開示請求者以外の者の個人に関する情報である。

イ 本件音声を開示すると、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

ウ しかし、同号ただし書によると、当該個人が公務員等である場合にお

いて、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしている。

エ 本件音声は、上記アのとおり、実技研修におけるバス車内での当該職員の音声であり、当該職員は、旧条例第20条第1項第3号ただし書で定める公務員等であると認められる。

オ また、職務の遂行に係る情報とは、公務員等が担任する職務を遂行する場合における情報をいい、本件音声は、復帰制度における実技研修での発言であるため、職務の遂行に係る情報であり、当該職務遂行の内容に係る部分であると認められる。

カ したがって、本件音声は、旧条例第20条第1項第3号には該当しない。

#### 10 本件検討情報への旧条例第20条第2項の適用について（争点④）

(1) 本項は、開示・非開示の決定をする場合において、非開示情報に係る部分を除いて請求のあった保有個人情報の一部を開示することについて定めたものである。実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないこととされている。

(2) 上記9のとおり、本件検討情報は旧条例第20条第1項第3号に該当すると認められる。

(3) 次に、本件保有個人情報②から本件検討情報を容易に区分して除くことができるか否かについて判断する。

(4) 上記8(2)のとおり、実施機関は、モザイク処理を行う機器を保有しておらず、非開示情報を容易に区分できないと主張するが、当審議会が調査をしたところ、モザイク処理を行う機器を保有してはいないものの、本件保有個人情報②を時間で区切ることは可能であることが認められた。

(5) また、審査請求人は、上記8(3)のとおり、音声データによる提出も求めている。当審議会が調査したところ、本件検討情報から音声のみを区分することは可能であることが認められた。

(6) 以上のことから、別添に掲げる本件検討情報が含まれている映像につい

では、当該非開示部分を時間で区切るなど、適切な処置を講じた上で開示すべきである。また、本件検討情報のうち、音声も適切な処置を講じた上で開示すべきである。

11 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和 3年 4月 9日	本件審査請求に係る諮問書を受理
5月10日	本件審査請求に係る弁明書を受理
6月17日	意見陳述申出書を受理
令和 5年 6月16日 (令和 5年度第 3回)	調査審議
7月21日 (令和 5年度第 4回)	調査審議
8月18日 (令和 5年度第 5回)	調査審議 審査請求人の意見聴取
9月15日 (令和 5年度第 6回)	調査審議
10月13日 (令和 5年度第 7回)	調査審議
11月17日 (令和 5年度第 8回)	調査審議
12月15日 (令和 5年度第 9回)	調査審議
令和 6年 1月19日 (令和 5年度第10回)	調査審議
2月16日 (令和 5年度第11回)	調査審議
3月15日	答申

別添

・平成○年度復帰試験に係るもの（本件保有個人情報①）

・平成○年度復帰試験に係るもの（音声は除く）

本件保有個人情報②		非開示とすべき部分	
フォルダ名	ファイル名	開始時間	終了時間
—	J 03-○○○○_○時○分～○分	0:12	0:33
	○○BT駐車バース格納、輪留め未実施	1:23	1:46

べ

・平成○年度復帰試験に係るもの（音声は除く）

本件保有個人情報②		非開示とすべき部分	
フォルダ名	ファイル名	開始時間	終了時間
○月○日○時○分	○○○○.○時○分_ch4	0:17	0:19
		0:48	0:52
○月○日○時○分	○○○○.○時○分_ch4	0:06	0:07